

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う 企業局所管工事の対応について

企業総務課

1 要旨

企業局所管の工事で、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた感染拡大防止措置として、受注者からの申し出を受け工事一時中止したものについて報告する。

2 対象工事

工事等名	受注者名	工期	一時中止期間
二期トンネル整備工事 (海田～矢野工区)	前田・国土・河井 共同企業体	平成28年12月1日～ 令和5年3月15日	令和2年4月25日 ～5月6日
二期トンネル整備工事 (矢野～二河工区)	戸田・錦・洋伸 共同企業体	平成28年12月1日～ 令和5年3月15日	令和2年4月21日 ～5月6日

3 工事一時中止による影響

現時点では、工事費及び工期とも契約の範囲内で完了する見込みである。

4 今後の対応

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、工事一時中止期間を延長する場合、工期の延長、工事費の増額が課題となることから、受注者と対応を協議する。